守谷市議会議員

すえむら英一郎

もりや市議会だより　2014年7月号　【討議資料】　36歳

6月議会一般質問内容

① 県条例等と市条例の関係性について

県と市は理論上対等であって、上下関係はありません。
仮に県条例のことをいわゆる上位法的にみなし、県の仕事だから触れられないと、思考停止や行動の萎縮等があっては、地域主権は成り立ちません。

「市から見て、県条例はいわゆる上位法であり、これは市条例の制定の有無やその内容に関わらず、自動的に県条例が優先され、市を拘束することを意味するのか」

「県条例が規定している部分に関しては、市町村内の領域も含め県内唯一のルールであり、市町村がその部分に関して条例を制定することをも一切否定されるのか」 など、具体的に伺わせて頂きました。

② シティプロモーションの今後について

・自治体として自ら集客し、稼ぐ姿勢の重要性
・「誰に」「何を」訴えるかなど、ターゲッティングの重要性

などの市のプロモーション戦略について。
4月からシティプロモーションマネージャーにも着任頂きまして、さまざま新しい取り組みを行って頂いております。
行政目線では不足しがちなポイント、市民目線での発信、子育て世代目線での発信等、問題意識を共有させて頂きました。

【学　歴】
守谷市立けやき台中学校
江戸川学園取手高等学校
立教大学文学部　　卒業
【資　格】
社会保険労務士
剣道初段　など
【所属委員会】
総務常任委員会、広報特別委員会、議会改革推進会議（副会長）